

10年保存

地発0401第3号  
基発0401第63号  
平成25年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「働き方・休み方改善コンサルタントの設置について」等の一部改正について

各種相談員の日誌について、都道府県労働局から事務簡素・合理化の要望が出されていることを踏まえ、働き方・休み方改善コンサルタント及び医療労働専門相談員の日誌について、他の書類で確認ができる項目を削除する。

については、平成24年3月27日付け地発0327第10号基発0327第7号（以下「コンサルタント設置通達」という。）及び平成24年3月27日付け地発0327第11号基発0327第8号（以下「医療労働専門相談員設置通達」という。）を下記のとおり改正し、平成25年4月1日から施行することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

#### 記

- 1 コンサルタント設置通達の一部改正  
働き方・休み方改善コンサルタント執務準則別紙様式を別添1のとおり改正する。
- 2 医療労働専門相談員設置通達の一部改正  
医療労働専門相談員執務準則別紙様式を別添2のとおり改正する。



